

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年六月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十六号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成二十八年福島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

条列別表第一知事の部一の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第二条第三号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎の治療に要する費用（肝炎患者等が肝炎の治療について医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定による医療に要する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。）の助成（以下「肝炎治療に係る医療費助成」という。）に関する事務であつて、次に掲げるものア 肝炎治療に係る医療費助成を受けるための証明書（以下「肝炎治療受給者証」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申

請に対する応答に関するもの

イ 肝炎治療受給者証の記載事項の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

ウ 肝炎治療受給者証の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

エ 肝炎治療に係る医療費助成償還払い請求書の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答に関するもの

二 肝炎患者のうち知事が認めるものに対する肝炎の定期検査に要する費用（肝炎患者等が肝炎に係る定期的な検査について医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。）の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

三 肝がん患者等（肝炎患者等であつて、肝がん又は重度の肝硬変に罹患したものをいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝がん又は重度の肝硬変（以下「肝がん等」という。）の治療に要する費用（肝がん患者等が肝がん等の治療について医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝がん患者等が負担する費用をいう。）の助成（以下「肝がん等治療に係る医療費助成」という。）に関する事務であつて、次に掲げるもの

ア 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（以下「参加者証」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

イ 参加者証の記載事項の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

ウ 参加者証の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関するもの

エ 肝がん等治療に係る医療費助成償還払い請求書の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答に関するもの

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（デジタル変革課）